

第3章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

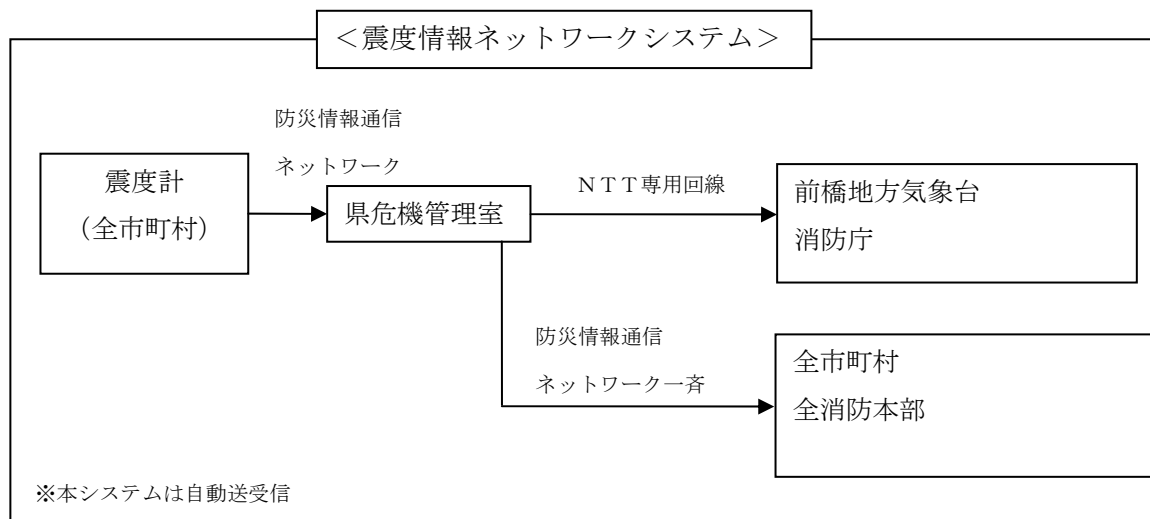
第1 地震情報の収集・連絡

1 震度情報の収集及び連絡

(1) 震度情報通信ネットワークシステムによる震度情報の伝達系統

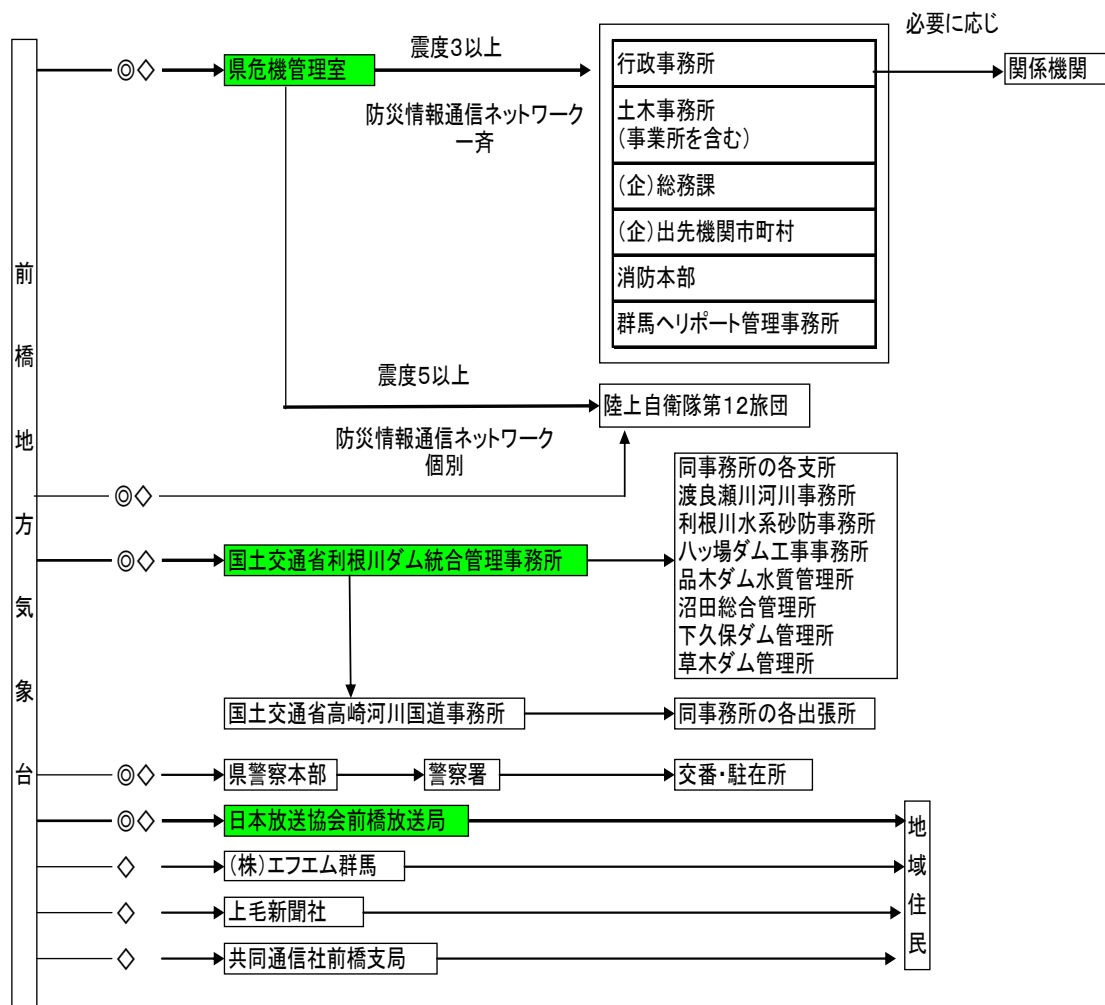
県（危機管理室）は、県内35市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する震度情報ネットワークシステムを構築している。

町は、このシステムにより震度情報を早期に把握し、初動体制を適切かつ迅速に配備するものとする。



(2) 防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁の「防災情報提供システム（専用線）」さらに補助伝達手段としての「防災情報提供システム（インターネット）」により県（危機管理室）、市町村その他の機関に伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次により関係機関等に伝達するものとする。



(凡例) ◎ 防災情報提供システム (専用線)
◇ 防災情報提供システム (インターネット)

第2 災害情報の収集・連絡

風水害等対策編第3章第2節第1「災害情報の収集・連絡」に定めるところによるが、地震災害に関する情報及び被害報告については、次のとおり定めるものとする。

1 情報の収集、伝達

町は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い（風水害等対策編第3章第2節第2「通信手段の確保」1（3）参照）、あるいは携帯電話を利用し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話がふくそうするので災害時優先電話等によ

り防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

2 被害状況の報告

町は、町の区域内で震度4以上の地震が発生した場合は、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県（危機管理室）に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接国（消防庁）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、震度5強以上の地震が発生したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う（連絡先、様式については、風水害等対策編第3章第2節第1「災害情報の収集・連絡」3「報告の種別」参照）。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後10日以内に文書により県に報告する。消防機関への119番通報が殺到した場合については、直ちに県及び国（消防庁）に報告する。

第3 通信手段の確保

風水害等対策編第3章第2節第2「通信手段の確保」を準用する。

第2節 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1 災害対策本部の設置

風水害等対策編第3章第3節第1「災害対策本部の設置」を準用するものとするが、災害対策本部の設置基準については次によるものとする。

- (1) 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- (3) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため町長が必要と認めたとき。

第2 災害対策本部の組織

風水害等対策編第3章第3節第2「災害対策本部の組織」を準用する。

第3 災害警戒本部等の設置

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震に関して東海地震注意情報または予知情報が発表されたとき。
- (3) 震度にかかわらず町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務課長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

3 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。

なお、この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第4 職員の非常招集

1 配備基準

災害対策本部を設置した場合の配備体制は次のとおりとする。

(1) 勤務時間内の配備体制

	配備体制	配備要員
震度5(弱)以上	1 広報車により町内放送を行う。 (1)地震情報 (2)地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 町の被害状況の把握 3 災害警戒本部を設置し、必要に応じて災害対策本部へ移行する。	風水害等対策編第3章第3節第4「職員の非常招集」の全員動員により配備につく。 (全職員)

2 勤務時間外・休日等の配備体制

(1) 震度5弱又は5強の地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統（風水害等対策編第3章第3節第4「職員の非常招集」）による動員の命令を待たずに、職員は自主的に登庁するものとする。この場合の配備基準は、次のとおりとする。

- ア 配備基準は、原則として上記1（1）のとおりとする。
- イ 初動体制は、主に被害調査を行うものとする。

(2) 震度6弱以上の大規模地震が発生した場合

震度6弱以上の地震が発生した場合の配備体制は、上記1（1）のとおりとし、次の手順に従って災害対策業務を行うものとする。

↓ 1	招集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに招集の準備にとりかかるものとする。
↓ 2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に登庁する。
↓ 3	招集	（1）全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に登庁する。 （2）災害その他により、災害対策本部に登庁できない職員は、公共施設等に登庁の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
↓ 4	被害状況の収集	職員は登庁する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
↓ 5	被害状況の報告	（1）職員は収集した情報を各班長に報告する。 （2）各班長（又は次席者）は被害状況を防災総括班に報告し、防災総括班長は本部長に報告する。
↓ 6	緊急対策班の編制	先着した職員により緊急対策班を編制し、順次初動に必要な業務にあたる。
↓ 7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

(3) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害

対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、風水害等対策編第3章第3節第2「災害対策本部の組織」で定めた職務代理者）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

- ア 登庁職員の把握と任務付与
- イ 通信、報告・連絡手段の確保
- ウ 被害状態の把握（情報収集）
 - a 職員の実査による収集
 - b 館林警察署からの収集
 - c 消防本部、消防署からの収集
 - d 区長からの収集
 - e 報道関係機関からの収集
 - f 他市町村、県からの収集
 - g 防災関係機関、関係団体からの収集
- エ 被害状況の報告・連絡、応援要請
 - a 県、防災関係機関等への報告・連絡
 - b 自衛隊、相互応援協定締結市町村等に対する応援要請

3 職員の動員

(1) 動員伝達方法

動員の伝達方法は、一般加入電話（携帯電話等を含む。）及びメール等により行う。

(2) 自主登庁

職員は、次の場合には自主的に町本部に登庁するものとする。

- ア 震度4以上の地震が発生した場合、情報収集活動が円滑に行い得る配備とする（原則として、防災関係職員（総務課、都市建設課、産業振興課の防災担当職員））。
- イ 通信が途絶した際に、災害の発生を覚知した場合、又は登庁する必要があると判断した場合等

(3) 登庁場所

- ア 動員又は動員の伝達を受けた職員は、速やかに勤務場所に登庁するものとする。
- イ 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、避難所に指定されている公共施設等に招集し、当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

(4) 登庁の方法

登庁にあたっては震災の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(5) 登庁時の留意事項

ア 登庁にあたっては事故防止に十分に注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告する。

イ 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の招集状況を取りまとめ、防災総括班に報告する。

(6) 登庁の免除等

ア 震災により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも招集することができない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

第5 広域応援の要請

風水害等対策編第3章第3節第5「広域応援の要請」を準用する。

第6 県防災ヘリコプターの要請

風水害等対策編第3章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」を準用する。

第7 自衛隊への災害派遣要請

風水害等対策編第3章第3節第7「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

風水害等対策編第3章第5節第1「救助・救急活動」を準用する。

第2 医療・助産活動

風水害等対策編第3章第5節第2「医療・助産活動」を準用する。

第3 消火活動

大規模地震時には、家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となつて多くの物的、人的被害をもたらすおそれがあるため、消防機関との連携や地域住民の協力により消防活動の効率的運用を図る。

1 地震火災への対処

(1) 地震火災の特徴

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- ア 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
 - イ 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
 - ウ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
 - エ 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。
- (2) 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は地域住民や行政区等によって行われるものであるが、町は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼び掛けるものとする。

この場合は次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

- ア 火気の遮断
使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、電気器具はコンセントから抜き取り、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。
- イ 初期消火
火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を実施する。

2 危険区域等の事前調査及び周知徹底

町は、地震災害に伴う危険区域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、地震発生後は直ちに警戒、巡視等を行うものとする。

- (1) 住宅密集地等の火災危険区域
- (2) 浸水危険区域

3 消防活動体制

- (1) 板倉消防署の活動計画
板倉消防署の活動計画は、館林地区消防組合消防計画の定めるところによる。
- (2) 消防団の活動計画
地震発生時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。
 - ア 情報収集活動
直ちに火の見等を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、消防車両、携帯電話等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、町災害対策本部、板倉消防署、館林警察署等に正確に伝達する。
 - イ 出火防止措置
地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

ウ 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を板倉消防署に協力して行う。

エ 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

オ 避難誘導

避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、町災害対策本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (6) 地震発生直後は、板倉消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

5 応援要請

(1) 応援協定の活用

震災時においては、本町の消防機関のみでは対応できないことが予想されるので、広域的な市町村間の消防相互応援協定を十分活用するものとする。

なお、本町において締結している消防相互応援協定は、資料編に掲げるとおりである。

(2) 県防災ヘリコプター等の出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請、自衛隊の派遣を要請するものとする。

県防災ヘリコプターの出動要請は風水害等対策編第3章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」、自衛隊の派遣要請依頼は風水害等対策編第3章第3節第7「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところによる。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第6節第1「緊急輸送活動」を準用する。

第2 交通応急対策

風水害等対策編第3章第6節第2「交通応急対策」に定めるところによるが、地震が発生した場合には次の点に留意して応急対策を実施する。

1 被害状況等の把握

大地震発生後、道路の陥没、橋りょうの落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに道路の被害状況を調査する。また、警察、道路管理者及び各地区消防団等から交通規制状況、被害状況等を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

2 運転者等のとるべき措置

町は、地震発生後、館林警察署と連携して速やかに広報車等により車両運転者等に次の事項を周知するものとする。

(1) 車両運転者のとるべき措置

- a できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- b 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- c できるだけ道路外の場所に移動する。
- d やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアロックをしない。
- e 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車する。

(2) 住民等のとるべき措置

避難のために車両を使用しない。

第5節 避難収容活動

第1 避難・救助活動

ここで定める事項については、風水害等対策編第3章第1節第2「避難誘導」、第3章第5節第1「救助・救急活動」及び第3章第7節第1「避難所の開設・運営」で定めるところによるものとするが、特に、地震発生後の各種災害から住民の安全を確保するため、被災者の救出と住民の安全確保及び避難後の生活に重点をおき、避難、救助の実施について定めることとする。

1 避難誘導

住民等の避難誘導は、町職員、消防団員、警察官、消防署員等が実施するが、誘導に当たっては、できるだけ行政区（自主防災組織）あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

(1) 避難の方法

ア 地域の行政区（自主防災組織）及び事業所等の防災組織は、避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告又は指示があった場合において、可能な限り集団避難方式により段階的に避難場所へ避難させるものとする。

イ 災害時要援護者施設管理者は、地域住民の協力を得て避難誘導の徹底を期するものとする。

ウ 町から避難勧告及び指示等がなかった場合においても、住民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所へ避難するものとする。

(2) 避難路の確保

ア 避難路の整備

イ 落下物、障害物対策の充実

ウ 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、行政区等の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(3) 災害時要援護者等への対応

避難については、特に、災害時要援護者及び要言語支援外国人等の避難に配慮する。

2 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

(1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。

(2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。

(3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。

(4) 災害時要援護者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

3 住民、行政区等の救助活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れが予想されるため、住民、行政区等は、関係機関と協力して、次のとおり救助・救急活動を実施する。

- (1) 関係機関への通報
災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。
- (2) 初期救助・救急活動の実施
災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。
また、住民、行政区等は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。
- (3) 消防機関等への協力
初期救助・救急活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

4 町、消防機関の救助活動

町、板倉消防署は、館林警察署等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救助・救急活動を実施する。

- (1) 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。
なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民等の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。
- (2) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、消防相互応援協定に基づき近隣市町村等に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

第2 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

町は、大規模な地震が発生した場合には、速やかに職員を派遣し、避難所を開設するものとする。

- (1) 町は、あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設するものとする。
- (2) 町は、避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県（館林行政県税事務所を經由して危機管理室、又は直接危機管理室）、館林警察署、板倉消防署等に連絡するものとする。

2 管理責任者の配置

町は、避難所を開設したときは、当該避難所に町の災害対策本部より職員を派遣し、常駐する管理責任者を配置するものとする。

3 避難者の保護

避難所を開設する際には、直ちに次の処置を行い、避難者の保護にあたる。

(1) 避難者の保護

ア 救護所の設置を行う。

イ 避難場所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童、生徒との住み分けを図る。

ウ 上下水道施設の損壊により、断水や汚水の排除ができなくなった場合は、給水、排水対策を行う。

エ 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

オ 避難所の運営では、避難者、住民等の協力を得られるよう努める。

(2) 帰宅困難者

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や必要に応じて徒歩帰宅者への避難所の提供等を実施する。

(3) 動物の適正な飼養

町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

4 避難者に係る情報の把握

町は、避難所ごとに別記様式例による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。

5 避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

6 良好な生活環境の確保

(1) 町は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 収容する避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 水、食料その他生活必需品の配給については、配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図り、平等かつ効率的な配給に努めるものとともに、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者への優先的な配給にも配慮する。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

(2) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 災害時要援護者への配慮

町は、避難所の運営に当たっては、災害時要援護者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ災害時要援護者施設への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

8 男女のニーズへの配慮

町は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- ア 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- イ 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ウ 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

9 在宅被災者への配慮

町は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅の災害時要援護者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

10 避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

第3 広域避難者の受入れ

風水害等対策編第3章第7節第3「広域避難者の受入れ」を準用する。

様式例 避難者名簿

様式例

避難者名簿

避難所の名称: _____

番号	(フリガナ) 氏名	性別	年齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況(障害、疾病等)	自宅の状況 (全壊、半壊、一部破損、断水、停電、ガス停止、電話不通等)	入所日	退所日	その他特記事項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

第4 応急仮設住宅等の提供

風水害等対策編第3章第7節第2「応急仮設住宅等の提供」に定めるところによるが、地震発生後の余震等に伴う倒壊等の二次災害を防止するため、被災建築物の危険度判定について定めるものとする。

1 被災建築物の危険度判定

(1) 防災活動拠点への措置

町は、町災害対策本部や指定避難所等防災活動拠点となる施設について、必要により速やかに応急危険度判定を実施する。

(2) 住民への広報活動等

町は、住民に対して、広報車の巡回等により、二次災害である被災建築物の倒壊の危険性及び事故防止等に関する広報を実施する。

(3) 応急危険度判定士の確保

応急危険度判定資格者により判定を行うものとするが、応急危険度判定士が不足する場合は、隣接市町村及び県（建築住宅課）へ要請し、応急危険度判定士の確保に努める。

(4) 応急措置

応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第6節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

第1 食料の供給

風水害等対策編第3章第8節第1「食料の供給」を準用する。

第2 飲料水の供給

風水害等対策編第3章第8節第2「飲料水の供給」を準用する。

第3 生活必需品等の供給

風水害等対策編第3章第8節第3「生活必需品等の供給」を準用する。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

第1 防疫・保健衛生

風水害等対策編第3章第9節第1「防疫・保健衛生活動」を準用する。

第2 清掃活動

ごみ及びし尿の対策については、風水害等対策編第3章第9節第2「清掃活動」を準用するものとするが、震災により、広域的に大量に発生する廃木材、コンクリートがら等の災害廃棄物の処理対策については、風水害等対策編第4章第2節「原状復旧」によるものとする。

第3 障害物の除去

風水害等対策編第3章第9節第3「障害物の除去」を準用する。

第4 行方不明者の捜索及び遺体の処置

風水害等対策編第3章第9節第4「行方不明者の捜索及び遺体の処置」を準用する。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 広報活動

風水害等対策編第3章第10節第1「広報活動」に定めるところによるが、大規模な災害になるほど住民への情報提供が困難になるので、町は、使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。

1 住民への広報

震災時に有効と思われる情報手段としては、次のようなものがある。

伝達手段	種別	特 色
広報車	(被)(生)	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
掲示板	(生)(安)	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	(生)(安)	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	(生)(安)	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
パソコン通信	(被)(生)(安)	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能
携帯電話	(被)(生)(安)	時間、場所、状況を問わず情報交換が可能

(被)被害状況 (生)生活情報 (安)安否情報

2 広報内容

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報する。

発生した地震の震源・規模	避難時の注意事項
被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
余震の可能性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難の勧告又は指示の内容	各種相談窓口
避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否

3 災害用伝言ダイヤル等の活用

地震発生時には、東日本電信電話(株)の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社が提供する「災害用伝言板」などについての活用方法を広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

4 災害時要援護者等への配慮

視聴覚障害者や要言語支援外国人等の情報弱者については、ボランティア等の支援を得て、次の事項に留意し適切な情報提供に配慮する。

- (1) 出火防止、初期消火の呼び掛け
- (2) 警察の行う災害警備活動に伴う広報
- (3) 危険地域の住民に対する避難勧告、避難措置の周知、避難の誘導
- (4) 各家庭に対する町の指定する場所への廃棄物の搬出
- (5) 感電事故等による出火等の防止に関する広報、電力施設の被害状況等の広報
- (6) ガス漏れ等のガス事業者への通報に関する住民への周知
- (7) 電信電話業者に支障を来たした場合等の住民に対する広報
- (8) 高圧ガス製造施設等の管理者が行う付近住民の避難勧告

第2 広聴活動

風水害等対策編第3章第10節第2「広聴活動」を準用する。

第9節 施設設備の応急復旧活動

第1 公共土木施設の応急復旧

風水害等対策編第3章第11節第1「公共土木施設の応急復旧」を準用する。

第2 電力施設の応急復旧

風水害等対策編第3章第11節第2「電力施設の応急復旧」を準用する。

第3 ガス施設の応急復旧

風水害等対策編第3章第11節第3「ガス施設の応急復旧」を準用する。

第4 上下水道施設の応急復旧

風水害等対策編第3章第11節第4「上下水道施設の応急復旧」を準用する。

第5 電気通信設備の応急復旧

風水害等対策編第3章第11節第5「電気通信設備の応急復旧」を準用する。

第10節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第1 水害対策

- 1 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害の危険箇所の点検に専門技術者等を活用して行うものとする。
- 2 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

第2 建築物・構造物の倒壊

町は、余震による建築物等の倒壊に関して、県から応急危険度判定士の派遣を受け、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

第3 危険物、有害物質等による二次災害対策

- 1 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、板倉消防署、館林警察署等に連絡するものとする。
- 2 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、板倉消防署、館林警察署等に連絡するものとする。
- 3 町は、県、板倉消防署、館林警察署の協力を得て、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第11節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

風水害等対策編第3章第12節第1「ボランティアの受入れ」を準用する。

第2 義援物資、義援金の受入れ

風水害等対策編第3章第12節第2「義援物資・義援金の受入れ」を準用する。

第12節 その他の災害応急対策

第1 災害時要援護者施設の災害応急対策

風水害等対策編第3章第13節第1「災害時要援護者対策」を準用する。

第2 学校の災害応急対策

風水害等対策編第3章第15節第2「学校の災害応急対策」の定めるところによるが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

1 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 学校

学校は、各学校の防災計画に基づき活動するものとするが、特に以下の事項につき注意を払うものとする。

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒 在校中	<p>(1) 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>(2) 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>(4) 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>(5) 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告するものとする。</p>
児童・生徒 不在中	<p>(1) 防災業務の分担 災害の状況に応じ各学校の防災計画に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>(2) 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(3) 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

(2) その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- ア 避難所の運営における教職員の役割及び町災害対策本部との連携
- イ 児童・生徒の安否確認の方法
- ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討

エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法
(3) 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒がとる基本的な行動を例示したものである。児童・生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

	児童・生徒の行動
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の児童生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・交通機関利用生徒等は、駅員等の指示に従う。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒は、直ちに避難所へ避難する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・崖下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	<p>留守家庭の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。</p> <p>〔教室〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>〔廊下・階段〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>〔グラウンド〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかり守る。

<p>校外活動時</p>	<p>基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>〔所属校から離れている場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。 ・避難については地元市町村の指示に従う。 <p>〔所属校に近い場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山崩れ、崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>〔所属校に近い場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 <p>例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
<p>部活動時</p>	<p>〔校内の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・1人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない児童生徒は顧問の指示に従う。 <p>〔校外の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、崖崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第3 文化財施設の災害応急対策

風水害等対策編第3章第15節第3「文化財施設の災害応急対策」を準用する。

第4 動物愛護

風水害等対策編第3章第15節第4「動物愛護」を準用する。

第5 労働力の確保

風水害等対策編第3章第15節第5「労働力の確保」を準用する。

第6 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第15節第6「災害救助法の適用」を準用する。